

県民税利子割

金融機関などから受け取る利子等に係る税金です。

利子等とは

公社債および預貯金の利子のほかに定期積金、相互掛金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。(平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となります。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。)

納める人

県内に所在する金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、金融機関などを通じて納めます。

納める額・申告と納税

納める額	申告・納税	(参考)所得税等
〔支払われた利子等〕 × 5%	翌月10日までに金融機関等が1ヵ月分をまとめて申告・納入します。(特別徴収)	所得税および復興特別所得税として別に15.315%かかります。

非課税

①マル優等

身体障がい者や、母子家庭の方など一定の人(以下「障がい者等」といいます。)に限って利用できます。

(65歳以上の方に対するマル優等は、平成17年12月末で廃止となりました。)

②財形貯蓄(勤労者)

金融機関の窓口に「非課税貯蓄申告書」を提出することになっています。

対象	種類	非課税限度額	内容
① 障がい者等	少額預金非課税制度 (マル優)	350万円	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など
	少額公債非課税制度 (特別マル優)	350万円	利付国債、公募地方債
	郵便貯金非課税制度	350万円	※平成19年9月30日をもって郵便貯金非課税制度は廃止されました。ただし、日本郵政公社の民営化前に預けた非課税郵便貯金については、非課税扱いが継続されます。
② 勤労者	財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて 550万円	勤労者の給料からの天引預金

市町への交付金

県に納められた県民税利子割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

県民税配当割

特定配当等（上場株式などの配当金や公募証券投資信託の収益の分配金等）の支払いを受ける際に、県民税配当割が課税されます。

特定配当とは

一定の上場株式等の配当のほか、公募証券投資信託の収益の分配にかかる配当、国外公募証券投資信託の配当、特定投資法人の投資口の配当などです。（平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は、配当割の課税対象になります。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。また、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定口座外の割引債の償還差益も、配当割の課税対象となります。）

納める人

上等株式等の配当等の支払いを受けるべき日現在において、福井県内に住所を有する個人。源泉徴収選択口座内に上場株式等の配当等を受け入れている場合には、その支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、福井県内に住所を有する個人が、その株式会社などを通じて納めます。

納める額・申告と納税

区分	納める額	申告・納税	(参考)所得税等
源泉徴収選択口座を利用するもの	〔〔源泉徴収選択口座内特定配当等の額〕－〔同口座内上場株式などの譲渡損失の額〕〕×5%	翌年1月10日までに証券会社等が1年分をまとめて申告・納入します。（特別徴収）	所得税および復興特別所得税として別に15.315%かかります。
上記以外のもの	〔特定配当などの額〕×5%	翌月10日までに株式会社等が1ヶ月分をまとめて申告・納入します。（特別徴収）	

※源泉徴収口座を利用する場合、証券会社などへ源泉徴収口座への配当などの受け入れに関する届出が必要です。

※平成25年12月31日以前の税率については3%です。（所得税および復興特別所得税として別に7.147%かかります。）

市町への交付金

県に納められた県民税配当割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡益（年間の売買損益を通算した後の利益）について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

（平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益が、株式等譲渡所得割の課税対象に加わります。特定公社債等とは、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。）

納める人

源泉徴収選択口座内において上場株式等の譲渡に係る対価等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、福井県内に住所を有する個人が、その証券会社などを通じて納めます。

納める額・申告と納税

納める額	申告・納税	(参考)所得税等
〔源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等の額〕×5%	翌年の1月10日までに証券会社等が1年分をまとめて申告・納入します。（特別徴収）	所得税および復興特別所得税として別に15.315%かかります。

※平成25年12月31日以前の税率については3%です。（所得税および復興特別所得税として別に7.147%かかります。）

市町への交付金

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。